

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

2 立入検査等の対象農場と実施方法

(1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の豚及びいのししの飼養農場
豚及びいのししの所有者の飼養農場の全戸（小規模所有者を含む。小規模所有者の定義については下記参照。）を対象とする。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域から優先的に実施する。

(2) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の牛、水牛、鹿、めん羊、山羊及びその他の都道府県の家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）
可能な限り家畜の飼養農場の全戸（小規模所有者を除く。）を対象とする。なお、立入検査を実施する農場の選定については以下のとおりとする。

(i) 都道府県が立入検査の必要があると考える農場（口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場）及びこれまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこととする。

(ii) (i) 以外で、次に掲げる農場については、立入検査は行わないことができる。

① 平成30年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3による確認が終了した農場

② 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む）による自己点検結果（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場。ただし、これらの農場については、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

※ 小規模所有者：牛及び水牛の場合1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満を所有している者

3 遵守状況の確認及び指導の方法

防疫指針第2の2の(2)の①の規定に基づく立入検査を、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は平成30年12月28日(金)まで、上記2(1)及び(2)(i)は平成31年1月31日(木)まで、それ以外は平成31年3月29日(金)末までに実施すること。

別紙の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、原則、家畜防疫員が各農場を立ち入りして飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行う。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

なお、立入検査が困難であると考えられる場合は、例外的に口頭で聞き取りによる確認を可能とするが、家畜の飼養者から農場で保管する記録や写真を提出させる等により実施すること。

4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excelファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て(kokunai_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は随時、上記2(1)及び(2)(i)については、平成31年2月15日(金)までに、それ以外については、平成31年4月26日(金)までに報告すること。なお、上記2(1)及び(2)(i)について、期日までに実施できない場合は、調査期間終了時に報告すること。

6 その他

(1) 4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。

(2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」(平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、指導及び助言、勧告並びに命令の適切な対応をとること。

(3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。